

広島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十五年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

尾道市吉和町字迫之奥三七八の一、三七九の一、三九六の一、字竜王之下四五三の一、四五三の二、四五五の一、四五五の四、四五七の一、四五七の二、四五八、四五九、四六〇の二、四六二の一から四六二の三まで、四六三、字大久保四六四の二、四六四の四、四六四の五、四六五の一、四六五の五、四六五の八、四六五の一、四六五の一四、四六五の一五、四六五の一七、四六五の一八、四七五の一、四七九、四八五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。()